この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 1 問　答案用紙

（企業法）

問題 1

１．株券発行会社では，当事者の意思表示に加えて株券の交付が株式譲渡の効力要件だから（128 条１項本文），この点に問題はない。しかし，Ａは譲渡制限株式を甲会社の承認（取締役会決議による承認。139 条１項）を得ずにＢに譲渡しているので，その効力が問題となる。

２．この点，(1)甲会社に対する関係では，当該譲渡は無効と解する。なぜなら，会社にとって好ましくない者が株式取得によって会社関係に入ってくることを防止するという株式譲渡制限制度の趣旨を達成するためには，無効と解すべきだからである。これに対して，(2)譲渡当事者であるＡとＢとの関係では，当該譲渡は有効と解する。なぜなら，株式取得者からの買取人指定請求制度があり（137 条，138 条２号），会社法も有効を前提にしていると解されるからである。

問題 2

１．株主総会決議の取消しは，①取消原因がある場合に，②株主等が，③株主総会決議の日から３か月以内に，④株主総会決議取消しの訴えを提起する必要がある（831 条１項柱書各号，828 条２項１号）。Ｃは，自分以外の株主Ａに関する瑕疵に基づいて当該訴えを提起しているが，この場合でも自己は「株主等」にあたるから②をみたすと主張すべきである。この点，上記訴えは瑕疵のために公正な決議の成立が妨げられたかもしれないとの抗議を認める制度だから，Ｃのこの主張は認められると解する。また，Ｃは③④をみたす点を主張すべきであり，Ｃは本件決議の日から３か月以内に上記訴えを提起しているから，Ｃのこの主張も認められる。

２．問題は①取消原因の有無である。この点，Ｃは次の点を主張すべきである。すなわち，140 条３項は「譲渡等承認請求者」は会社が買取事項を決定する株主総会（同条１項２項）において原則として議決権を行使できないと規定する。そして，「譲渡等承認請求者」は，「譲渡等承認請求をした者」を意味するから（139 条２項），株主（譲渡人）からの承認請求の場合（136 条）は株主を，株式取得者（譲受人）からの承認請求の場合（137 条１項）は株式取得者を意味すると考えられる（138 条柱書かっこ書各号）。したがって，株式取得者からの承認請求の場合の株主には，140 条３項の適用はなく，仮に特別利害関係株主だとしても議決権は行使できる以上（831 条１項３号参照），譲渡人たる株主は上記株主総会で議決権を行使できるはずである。にもかかわらず，甲会社は譲渡人たる株主Ａに議決権行使を認めなかったから，この点に 831 条１項１号の決議方法の法令違反がある。以上をＣは主張すべきである。

３．しかし，Ｃのこの主張は認められないと解する。この点，株式取得者からの承認請求の場合の株主にも，140 条３項が類推適用され，株主は原則として議決権を行使できないと解する。なぜなら，株主からの承認請求の場合の株主には原則として議決権行使が認められないのに，株式取得者からの承認請求の場合の株主にこれが認められたのでは，均衡を失するし，また，明らかな特別利害関係人に該当するとの同条項の趣旨は後者の場合にも妥当するからである。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第２問　答案用紙

（企業法）

問題 1	１．本件株式譲渡は「重要な財産の処分」に該当するから，その決定は取締役会の専決事項である（362 条４項１号）。そして，本件取締役会は，定足数・決議要件ともみたしている（369 条１項）。しかし，その招集通知が取締役Ｂに発せられておらず，Ｂは本件取締役会を欠席している。この点，取締役会の招集通知は取締役全員に発する必要がある（368 条１項）。そこで，一部の取締役に招集通知がなされず，そのために当該取締役が欠席して取締役会決議がなされた場合の取締役会決議の効力が問題となる。この点，取締役会決議に瑕疵がある場合の効力については，株主総会決議に瑕疵がある場合と違って特別の規定がないから，民法の一般原則により，原則として無効であると解する。ただし，招集通知を欠缺された取締役が取締役会に出席しても決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情がある場合（当該取締役が名目的取締役である等）には，831 条２項の趣旨を類推して，例外的に有効であると解する。なぜなら，このような場合にまで無効とするのは，あまりにも形式的であり，法的安定性を害するからである。
	２．本問では，ＣとＤの賛成の意思は強固であるが，Ｂは乙会社の一人株主Ａの配偶者であり，一人株主に準じる者としてＣらを容易に解任できる影響力を持っている以上，決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情はない。よって，原則どおり，本件取締役会の決議は無効である。
問題 2	１．乙会社では，Ｃが乙会社を代表してＦと本件株式譲渡に係る契約を締結した後に，（代表）取締役が交替し，新しく代表取締役に就任したＢが乙会社を代表して本件株式譲渡の無効を主張していると思われる。そうすると，Ｃは無効な本件取締役会決議に基づいてＦと本件株式譲渡契約を締結していることになる。そこで，有効な取締役会決議を経ずに代表取締役が行った行為の効力をどのように考えるべきかが問題となる。
	２．この点，取締役会決議は内部的意思決定手続にすぎないので，取引の安全を図る点から，当該行為は原則として有効であると解する。ただし，相手方が有効な決議を経ていないことにつき悪意または善意・有過失の場合は，民法 93 条１項ただし書を類推適用して，当該行為は無効と解する。なぜなら，代表取締役は会社の機関として行為している以上，取締役会の決議と代表取締役の行為を意思と表示の関係と見ることができ，その意識的不一致がある以上，心裡留保に類似しているからである。
	３．本問では，乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下とし，その企業集団の経営方針を乙会社の一人株主Ａの配偶者であるＢが一人株主に準じる者として実質的に決定しており，しかも，ＦはＣらからＢを丙会社の経営から排除したいとの話を聞いていたのだから，Ｂの欠席の理由について特段の確認をしなかったＦには少なくとも過失がある。よって，民法 93 条１項ただし書が類推適用され，本件株式譲渡契約は無効となるから，乙会社はその無効を主張できる。